

延 長

<報道発表資料>

(配布日：令和8年8月27日)

(申請期間を令和8年12月28日まで延長します。)

令和8年7月8日

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

ごみ出しが困難な高齢者等への支援の拡充に向けた 社会実験の実施

京都市では、家庭ごみの安全かつ効率的な収集のため、定点収集（定点：地域で決めていただいたごみ集積場所）を原則としており、同時に、定点へのごみ出しが困難な高齢者等への支援として、一定の要件を満たす世帯に対し、週に一度、御自宅前までごみの収集に伺う、京都市ごみ収集福祉サービス（通称「まごころ収集」）を実施しています。

現在、まごころ収集の要件の緩和等を検討しており、今年度、令和9年度からの全市展開を見据えた社会実験を、一部の学区で実施します。

【背景と目的】

現行のまごころ収集の要件には該当しないものの、ごみ出しの支援を必要とされている高齢世帯等は一定数存在していると考えられます。また、今後、更なる高齢化の進展や単身世帯の増加等に伴い、支援を必要とされる方はより一層増加する見込みです。

そこで、引き続き定点収集を維持するためにも、ごみ出しが困難な高齢世帯等について、必要とされる方に確実かつ安定的に支援を届けることや、フレイル予防の視点も考慮しながら、まごころ収集の要件の緩和等を検討しているところです。

今年度は、令和9年度からの全市展開を見据え、社会実験を行う地域（学区）を選定し、利用を御希望される世帯数や運用上の課題を把握するための社会実験を実施します。

なお、まごころ収集の詳細は、以下のホームページを御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000027850.html>

【実施内容】

● 期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

（期間終了後、全市展開までの間も社会実験の利用者には継続してサービスを提供予定）

● 拡充内容

○ 対象要件の緩和

対象要件を以下のとおり緩和します。

- ・ 介護保険法による「訪問介護若しくは第1号訪問事業(介護予防・日常生活支援総合事業で実施する訪問型サービス)利用者」を「介護保険サービス利用者」とする。
- ・ 障害者総合支援法による「ホームヘルプサービス利用者」を「障害福祉サービス利用者」とする。

○ 対象品目の追加

現行の燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、雑がみに加え、「小型家電」、「古着」、「電池類(リチウムイオン電池を含む。)」を回収します。

● 対象地域(学区)

○ 地域選定の考え方

第1号被保険者数に占める通所型に分類されるサービスの利用率が高い圏域(介護保険法により設定することとされており、本市では複数の学区をまとめたもの)を行政区ごとに抽出し、その圏域内で高齢化率が最も高い学区を選定しています。

○ 選定学区

北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区
楽只	仁和	岡崎	朱雀第七	月輪	勧修	淳風
南区	右京区	西京区	洛西支所	伏見区	深草支所	醍醐支所
南大内	北梅津	川岡	境谷	向島藤ノ木	深草	北醍醐

● 検証内容

- 申請世帯数(想定との差、対象要件の妥当性)
- 対象品目の追加の内容が対象者の要望にかなうものになっているか
- その他、全市展開した場合を見据えた運用上の課題

【申請方法】

● 申請期間

令和8年7月15日から令和8年8月31日まで
令和8年12月28日

● 申請手続

○ 書面での申請

介護事業所等を通じて、まち美化事務所又はエコまちステーションへ、窓口又は郵送で申請。

各種申請書類は、京都市情報館に掲載しているほか、まち美化事務所、エコまちステーション又はまち美化推進課で配架しています。

○ オンライン申請

京都市情報館からオンライン申請が可能です。

【周知方法】

- ・ 周知チラシの各戸回覧
- ・ 京都市情報館での周知
- ・ 地域包括支援センターや社会福祉協議会、自治連合会等の関係団体に情報提供のうえ、各介護サービス等事業所等に情報提供及び要件を満たす利用者への案内を依頼。

【今後のスケジュール（予定）】

令和8年7月15日 募集開始（募集締切：~~8月31日~~）

12月28日

10月1日 社会実験開始（～令和9年3月31日）

令和9年4月以降 社会実験結果の検証

10月1日 全市展開（想定）

【社会実験の詳細について】

下記URLより御確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000354680.html>

【申請・お問合せ先】

● 申請及び本事業に関するお問合せ先

○ 各まち美化事務所

北区、上京区、左京区	東部まち美化事務所	電話：075-722-4345
山科区、伏見区醍醐地域	山科まち美化事務所	電話：075-573-2457
東山区、下京区、南区	南部まち美化事務所	電話：075-681-0456
中京区、右京区	西部まち美化事務所	電話：075-882-5787
西京区	西京まち美化事務所	電話：075-391-5983
伏見区（醍醐地域を除く）	伏見まち美化事務所	電話：075-601-7161

○ 各エコまちステーション

北区	北エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１５５
上京区	上京エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０７７６
左京区	左京エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０８２１
中京区	中京エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１８０
東山区	東山エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１８２
山科区	山科エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１８４
下京区	下京エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１８６
南区	南エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１８８
右京区	右京エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１９０
西京区 (洛西地域を除く)	西京エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１９２
西京区洛西地域	洛西エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１９４
伏見区 (深草・醍醐地域を除く)	伏見エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１９６
伏見区深草地域	深草エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０１９８
伏見区醍醐地域	醍醐エコまちステーション	電話：０７５－３６６－０３１１

● 報道機関からのお問合せ先

京都市環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

電話：０７５－２２２－３９５２